

令和3年10月20日

日本図書館情報学会 御中

一般社団法人日本私立大学連盟

貴学会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。併せて、平素より日本私立大学連盟（以下「本法人」）へのご高配をたまり厚く御礼申し上げます。

本法人は、この7月に「ポストコロナ時代の大学のあり方」と題する政策提言を取りまとめました。これは、ポストコロナ時代に向け、コロナ禍において私たちが獲得したオンライン授業の手法を更に高度化しデジタル化を推進していく中で、「学びの場」としての大学の機能を改めて見直すことの必要性と、そのために足枷となっている規制の緩和を提言したものです。

とりまとめの公表以降、貴学会をはじめ大学の図書館担当者みなさまから、図書館に関連する「大学設置基準第38条」の記述に対し、ご意見・ご質問を頂いております。

そこで、本提言書は、大学図書館の廃止を提案しているものではなく、また図書館に従事する方々の存在を否定するものでもないという考えを下記の通りご説明させていただき、貴学会のみなさまのご理解をたまわることができれば幸いと存じます。

記

（大学設置基準第38条に関する考え方）

- 大学における図書館は、大学の教育研究を推進し質を高めていくために、極めて重要な存在であり、その機能を更に高めていくべきであると考えています。
- 情報技術の進展により、大学の建物施設のあり方を見直さざるを得ない中で、図書館についても目的が多様化し機能が高度化していますので、図書館に関する大学設置基準の規定は時代にそぐわないものになっているのではないかと問題意識があります。
- 「第38条第1項」では電子資料のことが、「同条第4項」では、重要となるラーニングコモンズなどのことが触れられていません。また ICT の発達により、「同条第5項」の座席数等に係る規定は、もはや意味がなくなっているのではないかと考えます。
- 現在、図書館そのものが、本を読む・調べるだけの空間を超え、ラーニングコモンズに代表されるような、学生が交流し議論する場となるなど、機能そのものが多様化してきています。更に今後は、書籍のアーカイブ化や電子書籍における大学間での共同利用など新しい展開が広がっていくことが考えられます。
- これらのことを考えますと、「同条第4項及び第5項」に図書館に必要な施設設備として、閲覧室、レファレンスルーム、整理室書庫等や閲覧室の座席数等細かく規定されており、このことによって大学はそれぞれの教育研究に合った自由な設計が出来づらい状況になっています。したがって、大学設置基準の「第38条」を含め校舎等施設、校地面

積、校舎の面積等に関しては、「全面的に削除・改定を図るべき」として、一律の基準で縛るのではなく、それぞれの大学が個性を活かし学修者本位の学びを実現できるよう、自由に大学空間をデザインしていくことが重要であるとの考えにより提案しているものです。

- また図書館の機能の高度化の重要性と合わせ「司書」の役割は、専門的職員として更に大きな意味を持つと考えています。しかしながら、「同条第3項」の「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」という規定のみで、今後の図書館機能の高度化・多様化に伴った専門的職員としては不十分と考えます。図書館の役割が変化し、メディア環境に対応し続け、大学の教育・研究を担う上で大きな役割を果たすべき「司書」の規定としては、“大学設置基準の条文が形骸化している（実態を表していない）”のではないかとの意味で問題を提示しており、「司書」を含め大学改革を担うさまざまな「専門的職員」の「職能および役割」を改めて定義し直すことを合わせて提案しています。

したがって、「ポストコロナ時代の大学のあり方」の提言書の12頁におきまして、「これまでの基準では対応できないことは明白であり、全面的に削除・改訂を図るべきである。」と述べておりますように、「第38条」に関しましては、単に削除するということを主張しているのではなく、抜本的に改訂するという提案をしております。四角で囲みましたが、〈大学設置基準に関する提案事項〉では、要点をまとめて簡潔に表現しましたために誤解を招いたとしましたら、お詫び申し上げます。意図は、削除よりも抜本的改訂にありますことを、ご理解いただきたいと存じます。

以上